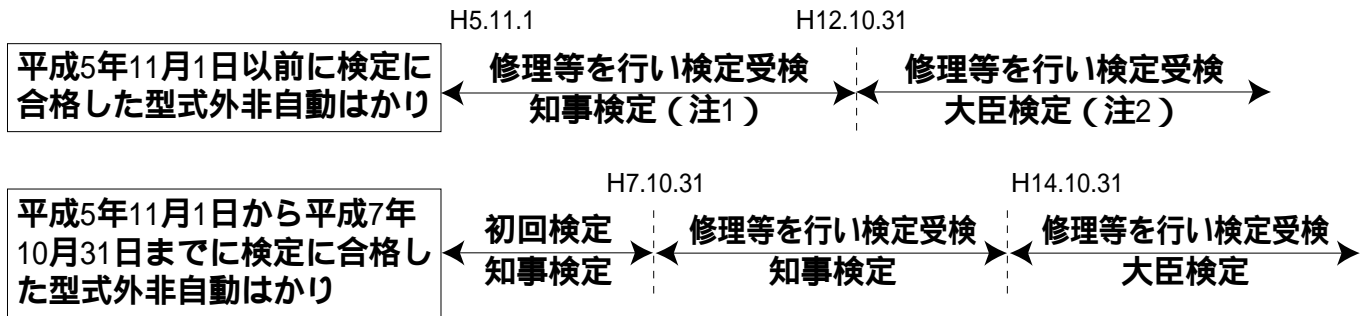


図1 型式外非自動はかりの検定等に係る経過措置

検定の主体（施行令第17条、施行令附則第9条）



注1 知事検定

構造：構造に係る技術上の基準に関する特例（特定計量器検定検査規則附則第19条）製造年表記、複数の表示機構、一部の表記事項、多目量はかり、精度等級、補助表示機構、風袋引き機構の目量等の規定は適用しない。構造検定の方法に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第21条）構造検定の方法については、感じ、同一質量の繰り返し、偏置誤差以外の規定は必要がないと認めるときは省略する事が出来る。

器差：検定公差に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第20条）型式外非自動はかりの検定公差については、検則第182条の規定にかかわらず、附則第20条の各号に掲げるとおりとする。

手数料：手数料金附則第3項に定める額

注2 大臣検定

構造：特定計量器検定検査規則第3章第1節第1款構造に係る技術上の基準に適合（試験用の特定計量器の提出及び特定計量器の構造図、作動原理図、取扱説明書添付）

器差：特定計量器検定検査規則第182条を適用

手数料：手数料令別表第5第2号イ + 手数料令別表第3第2号イ × 検定を受ける同一構造の特定計量器の個数

使用中検査の特例非自動はかりの使用中検査における性能に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第23条）非自動はかりの使用中公差に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第24条）校則第212条の適用については「検定公差又は附則第20条に規定する検定公差」とする。

経過措置期間後であっても、使用中検査及び定期検査に合格した型式外非自動はかりは、取引・証明に使用可能（法附則第15条（検定証印））